

## 船舶事故調査報告書

令和7年9月10日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 高橋 明 子

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年7月13日 01時30分頃
発生場所	長崎県平戸市生月島北岸沖 大礫鼻灯台から真方位061°540m付近 （概位 北緯33°26.5′ 東経129°26.1′）
事故の概要	漁船第二友栄丸は、東進中、錨が海中に落下して急左転し、停止した後、圧流され、干出浜に乗り揚げた。 第二友栄丸は、船長が負傷し、船首部外板の亀裂及び舵の破損等を生じた。
事故調査の経過	令和6年7月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二友栄丸、4.56トン NS3-507953（漁船登録番号）、個人所有 10.50m(Lr)×2.48m×0.80m、FRP ディーゼル機関、213.30kW、昭和55年7月1日 第292-52968号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 70歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月25日 免許証交付日 令和5年7月10日 （令和11年3月16日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	船首部外板に亀裂、舵に破損、プロペラ翼に曲損、機関に濡損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ高潮時、潮高 約229cm（薄香湾）、潮流 南南東流約3ノット(kn)
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、令和6年7月12日17時00分頃に平戸市平戸港内の係留場所を出港し、生月島南西方沖の漁場において19時30分頃から錨泊していか釣り漁を行った。（写真1参照）



写真1 本船（本事故後上架した状態、平戸市漁業協同組合提供）

船長は、錨泊した場所で釣果がなかったため、本船を漂流させながらいか釣り漁を行おうと思い、漁具及び錨を揚収した。

船長は、波による動揺がほとんどなかったため、錨を左舷船首部にある先端にローラーが取り付けられた錨台の先に置いた状態で固縛せずに、別の漁場へ移動した。

船長は、本船を漂流させ、最後の漁場を出発するときに錨を錨台に固縛することにして、右舷船首部からシーアンカーを降ろして漁を始めた。

（写真2 参照）

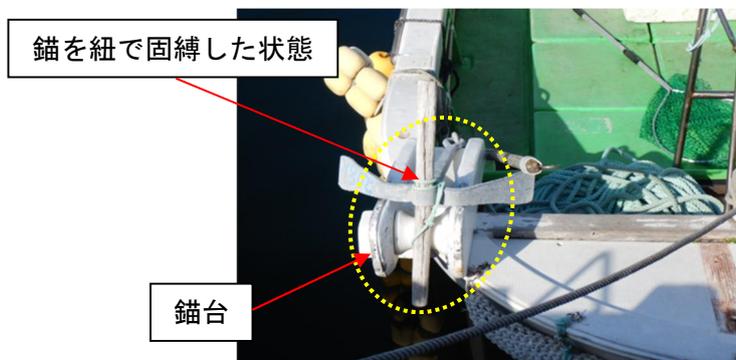


写真2 船長が本事故後購入した別の船の錨台等（右舷船首部、本船の錨台は左舷側に設置）

船長は、適宜移動しながら漁を続け、13日00時30分頃、生月島西方沖において漁をやめ、平戸港に向けて帰航することとした。

船長は、漁具及びシーアンカーを揚収したが、錨台に置いた錨を固縛しているものと思い込み、固縛するのを忘れた。その後、錨台に錨を置いただけの状態での漁場を出発し、本船を約10knの対地速力で北北東進させた。

船長は、夜間は操舵室の中から外が見えにくいので、台の上に立って操舵室天井にある蓋を開けてその開口部（以下「操舵室天井開口

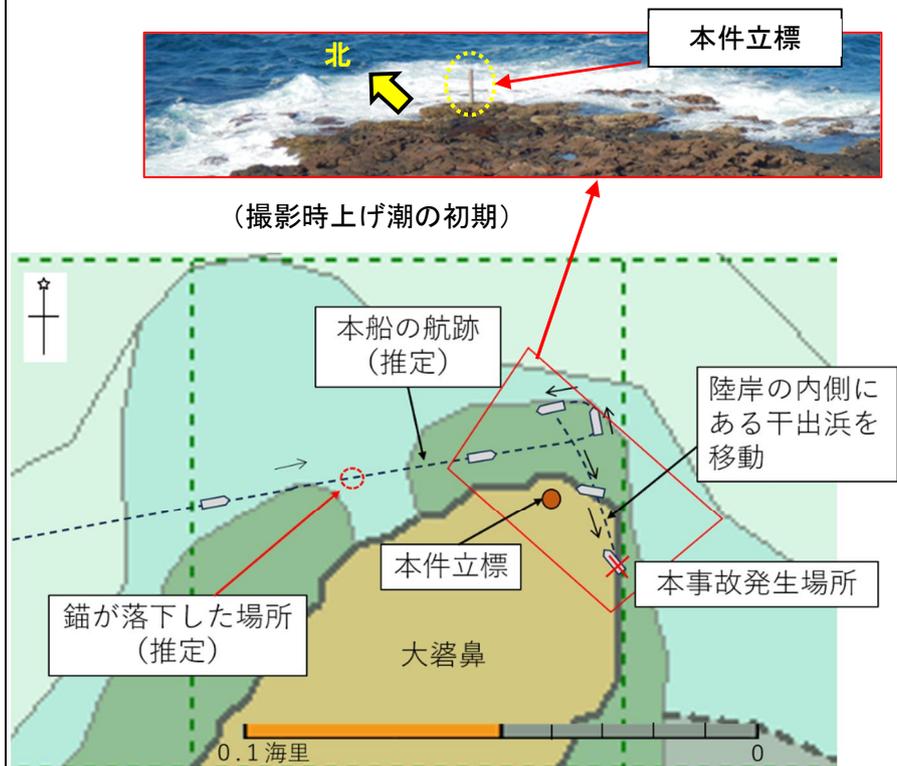
部」という。)から外部に頭を出して見張りをしながら操船し、生月島北端の大碓鼻西方沖で本船を右転させて東進させた。

本船は、大碓鼻北端付近にある立標（以下「本件立標」という。）の北方沖で、突然減速するとともに急左転した。

船長は、減速等の反動で前のめりになって操舵室天井開口部の枠で左眼付近を打ち、機関操縦レバーを中立としたが、その後意識がもうろうとした状態で何もできないまま、本船が、ほぼ反転しておおむね西方を向いた状態で潮流により左舷船尾方（おおむね南方）に圧流され、本件立標の東方沖近距離を通過し、01時30分頃に干出浜に乗り揚げた。

船長は、乗り揚げた後、錨台に置いていた錨がなく錨索が船首方に伸びていることに気づき、本件立標西北西方沖を航行中に錨が海中に落下し、本船が減速して左転したのではないかと思った。

(図1 参照)



(航海用電子参考図 (newpec) 使用、本件立標は推定位置に記載)

図1 本船の航行経路図(推定)等

船長は、錨索を巻上機で巻いたところ、錨索が本件立標に掛かり、張っていることに気付いたので、本件立標北側の水深の深い場所まで本船を移動させて離礁させようと思い、錨索を巻上機で巻き込んで船底を擦りながら本船を本件立標に接近させた。(図2参照)

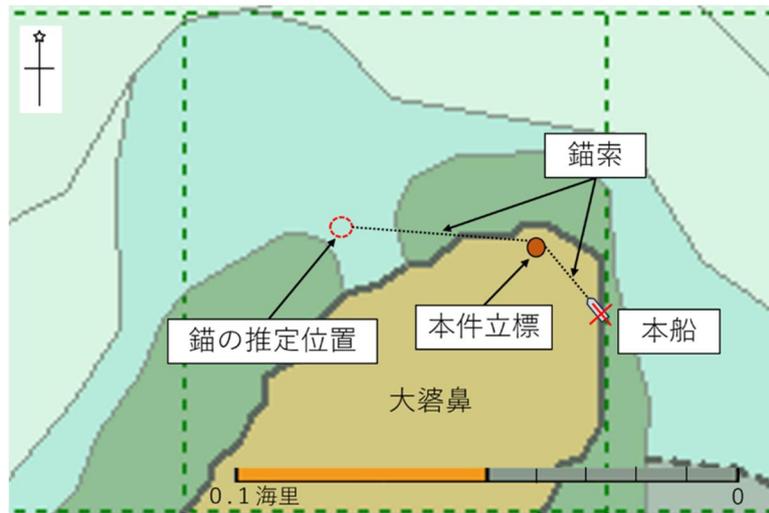


図2 乗場後の錨索の状況（推定）

船長は、本船がおおむね本件立標に向いた状態で本件立標に数mまで近づいたところで少し船底が浮いたので、機関を起動して本船を少しずつ前進させ、船首甲板のたつに巻き止めていた錨索を放し、本船を離礁させた。

船長は、本船の機関室が少し浸水していた上に左眼の上を負傷していたので、自力で帰航するのは難しいと思い、118番通報を行った。その後、陸岸から十分に離れたところまで本船を移動させて漂流し、海上保安庁の救援を待った。

船長は来援した巡視艇に乗船し、本船は同巡視艇により平戸港までえい航された。

船長は、平戸港から救急車で平戸市内の病院に搬送され、左眼眼瞼裂傷及び左眼下涙小管断裂と診断された。

本船は、後日、上架されて損傷状況の確認が行われた後、廃船処理された。

（付図1 事故発生場所概略図、写真3 本船の損傷状況 参照）

その他の事項

本船の喫水は、船首及び船尾共に約0.5mであった。

船長は、日頃、漁場から帰航する際など長距離の移動時は、必ず錨を錨台に固縛するようしていた。

船長は、本事故当時、右舷船首方の大落鼻に近づき、同鼻との距離を見ながら右転して平戸市鯨島との中間を航行しようと、陸岸の確認に集中していたので、錨が落下したことには気付かなかった。

本船から海中に落下した錨は重さが約50kgのストックアンカーで、その錨索は約3mのチェーン（総重量約30kg）及び約100mのナイロン索で構成されていた。

本船の錨が落下した海域は、水深が約5m以下で、底質が岩であった。

分析

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、生月島北方沖において東進中、左舷船首部の錨台に置いていた錨が海中に落下したことから、錨索が張って突然減速及び急左転したものと考えられる。また、船長は、減速及び急左転の反動により操舵室天井開口部の枠で左眼付近を打ち、主機操縦レバーを中立にしたものの、意識がもうろうとした状態でどうすることもできなかったことから、潮流に圧流され、干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船の錨は、船長が錨台に置いただけで固縛していなかったことから、船体の振動及び小さな動揺を継続して受けたことなどにより、海中に落下したものと考えられる。</p> <p>船長は、漁場から帰航する際など長距離の移動をするときは、錨を錨台に固縛していたが、本事故前、帰航の際に、錨を錨台に固縛しているものと思い込み、固縛するのを忘れたことから、錨台に錨を置いただけの状態ですら漁場を出発し、航行を続けたものと考えられる。</p> <p>船長は、錨泊のいか釣り漁をやめて揚収した錨を錨台に置き、漂泊していか釣り漁を始めた際、波による動揺がほとんどなかったことから、最後の漁場を出発するときに、錨を錨台に固縛することにしたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、生月島北方沖において東進中、船長が左舷船首部の錨台に置いた錨を固縛していなかったため、船体の振動及び動揺などにより錨が海中に落下して錨索が張り、減速及び急左転して船長が主機操縦レバーを中立にした後、潮流により圧流され、干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行する前に、錨など落下する装具については、航行の安全に影響することを十分に考慮し、必ず固縛すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

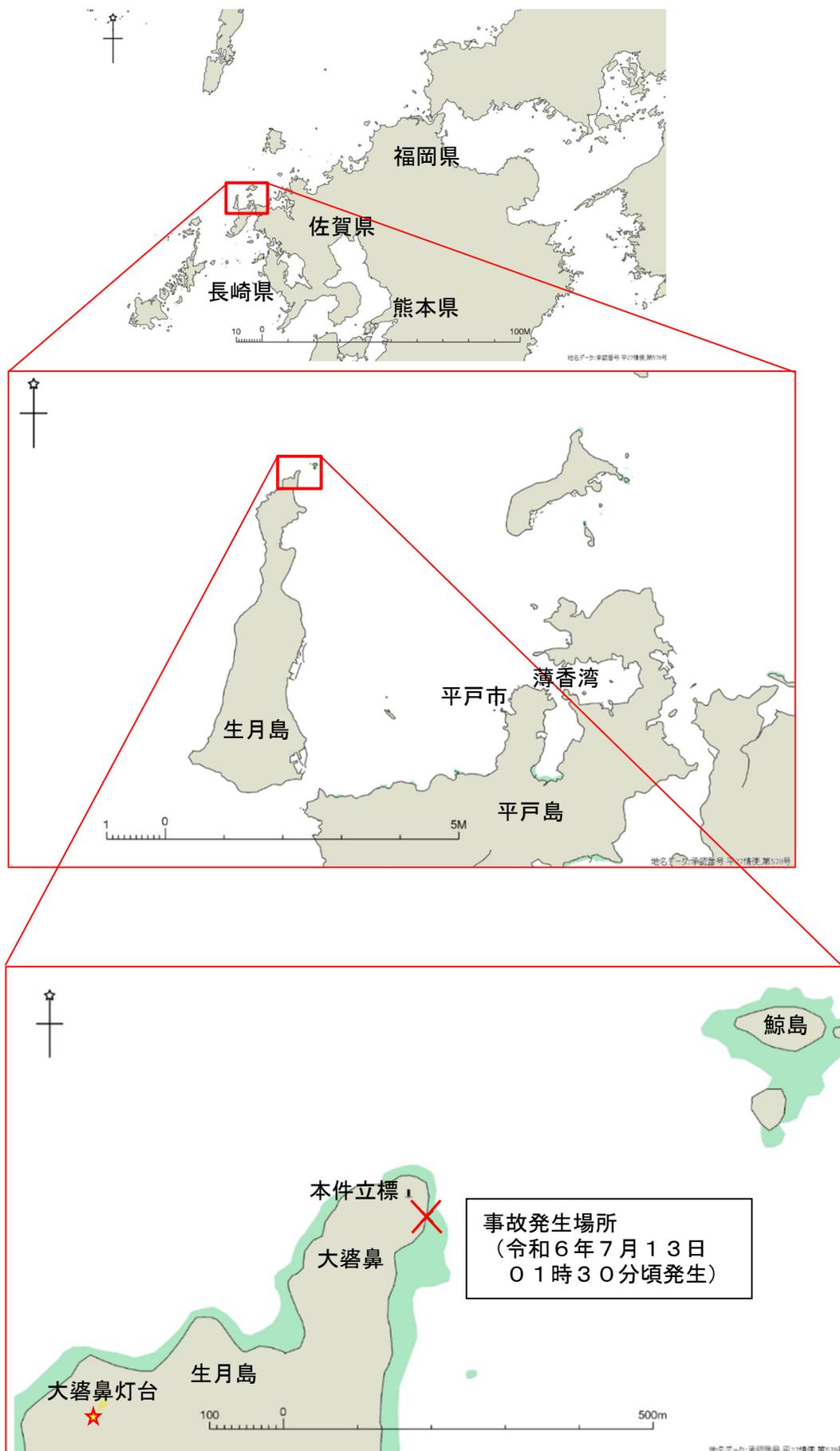
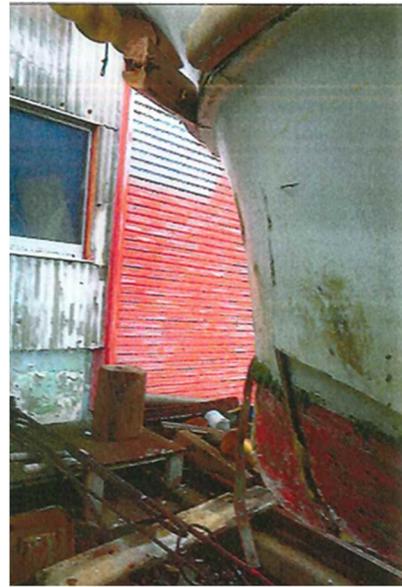


写真3 本船の損傷状況



右舷船首部外板（亀裂）



左舷船首部外板（亀裂）



プロペラ翼（曲損）



舵（破損）

※ 平戸市漁業協同組合提供